

Title	独占禁止法制における優越的地位濫用禁止の日台比較
Sub Title	Control against Abuse of Dominant Bargaining Position in Japanese and Taiwanese Competition Law
Author	江口, 公典(Eguchi, Kiminori) 顔, 廷棟(Yen, Ting-Tung)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.14 (2009. 9) ,p.155- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090925-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占禁止法制における優越的 地位濫用禁止の日台比較

江 口 公 典
顔 廷 棟

序

第1部 独占禁止法における優越的地位の濫用行為の禁止

- 1 はじめに
- 2 立法上の経緯と法の展開（概観）
- 3 公正競争阻害性に係る理論的検討
- 4 結語

第2部 台湾競争法における優越的地位の濫用規制

- 1 はじめに
- 2 公平交易法24条の規定と違反類型
- 3 優越的地位の濫用規制の考え方
- 4 主要な濫用事例
- 5 結語

序

本稿は、独占禁止法制における優越的地位の濫用行為禁止に関する日本法と台湾法のあり方を比較し、双方の法秩序における将来の展開に資することを目的としてとりまとめられたものであり、日本法に関する江口執筆部分（第1部）、台湾法に関する顔執筆部分（第2部）から成る。第1部の内容は、台湾国立政治大学法学院「特色発展計画」により2009年3月23日に行われたワークショップにおける江口の報告に基づいており、第2部は、そのワークショップにおける主要な参加者であり通訳担当者であった顔が後日（2009年5月）執筆した¹⁾。

なお、以上のような経緯から、日本法の関する本稿の叙述は、2009年6月独占禁止法改正以前の規定を前提としている。

第1部 独占禁止法における優越的地位の濫用行為の禁止

1 はじめに

日本の独占禁止法では、私的独占・不当な取引制限の禁止、企業集中規制等とならんで、2条9項に不公正な取引方法の定義規定を置き、19条において不公正な取引方法を禁止している。定義規定によれば、不公正な取引方法とは、①2条9項1～6号の各号に該当する行為であること、②公正な競争を阻害するおそれがあること、③公正取引委員会が指定するものであること、の三つの要件を充足する行為である。2条9項1～6号の各号は、以下のとおり：

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもつて取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

不公正な取引方法の行為類型を定める公正取引委員会の指定は、特定の業種

1) 主催者である政治大学法学院の諸先生、とりわけ陳惠馨教授（法学院院長）、郭明政教授、吳秀明教授に謝意を表したい。

等に限定された特殊指定および経済社会全般に妥当する一般指定がある。このうち、一般指定のリストは、以下のとおり：

(一号関係)

- 1 共同の取引拒絶
- 2 その他の不当な取引拒絶
- 3 不当な差別対価
- 4 取引条件等の不当な差別的取扱い
- 5 事業者団体における不当な差別的取扱いなど

(二号関係)

- 6 不当廉売
- 7 不当高価購入

(三号関係)

- 8 ぎまんの顧客誘引
- 9 不当な利益による顧客誘引
- 10 不当な抱き合わせ販売・不当な取引強制

(四号関係)

- 11 不当な排他条件付取引
- 12 再販売価格維持行為
- 13 不当な拘束条件付取引

(五号関係)

- 14 優越的地位の濫用

(六号関係)

- 15 競争者に対する不当な取引妨害
- 16 競争会社に対する不当な内部干渉

これら不公正な取引方法の行為類型のうち、優越的地位の濫用行為について検討することとしたい。優越的地位の濫用に係る一般指定14項は、以下のとおり：

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
- 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

2 立法上の経緯と法の展開（概観）

(1) 立法上の独自性 独占禁止法における優越的地位の濫用行為の禁止規定は、不公正な取引方法の行為類型において独自の性格を有している。すなわち、一般指定における他の行為類型が共同の取引拒絶（＝ボイコット）、垂直的諸制限、不当販売、抱き合わせ販売等として、たとえばアメリカ反トラスト法、ドイツ競争制限防止法、EU競争法等における違法行為のリストに含まれているのに対して、独占禁止法における優越的地位の濫用行為の禁止規定は、日本における独自の立法の所産であるといえよう。確かに、不公正な取引方法に係る現行法制度が導入された独占禁止法1953年改正に際してドイツ競争制限防止法上の市場支配的地位の濫用行為の禁止規定が参照された経緯があるとはいえ、独占禁止法における優越的地位の濫用行為の禁止規定は、当時のドイツ法のように市場支配的地位を前提としていない点に決定的な独自性を有している。以下、従来の規制実務に即して、主要な論点について検討する。

(2) 優越的地位（「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」）
市場支配的地位を前提としていないことと関係して、優越的地位とは何かが問題となる。この点について、公正取引委員会の流通・取引慣行ガイドライン（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」）（第五・1）では、小売業者による優越的地位の濫用行為に関して、次のような考え方を示している。

「『小売業者が納入業者に対し取引上優越した地位にある場合』とは、当該納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、当該小売業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、販売先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮する。」

従来の規制実務では、納入業者との関係における大規模小売業者の優越的地位が認定された事例がほとんどを占めており、たとえば三越事件²⁾、ローソン事件³⁾、ドン・キホーテ事件⁴⁾がある。このほか、金融機関がその融資先事業者との関係において優越的地位にあるとされた事例として、三井住友銀行事件⁵⁾がある。

(3) 濫用 優越的地位にある事業者の、どのような行為が濫用行為として禁止の対象となるのか。一般指定14項によれば、濫用行為とは、一般的には「正常な商慣習に照らして不当に」「取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること」であり、一～三号（前述）の行為は実質的にはその例示として機能している。「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（特殊指定）では、10類型の優越的地位の濫用行為が列挙されている（不当な返品、不当な値引き、不当な委託販売取引、特売商品等の買ったたき、特別注文品の受領拒否、押し付け販売等、納入業者の従業員等の不当使用等、不当な経済上の利益の取受等、要求拒否の場合の不利益な取扱い、公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い）。これらの濫用行為の多くは、三越事件等におけ

2) 公取委昭和57年6月17日同意審決

3) 公取委平成10年7月30日勧告審決

4) 公取委平成19年6月22日同意審決

5) 公取委平成17年12月26日勧告審決

る違反行為として認定されている。なかでも最もドラスティックな事案は、ローソン事件における「一円納入」を含む違反行為であろう。

3 公正競争阻害性に係る理論的検討

前述したように、優越的地位の濫用行為は「正常な商慣習に照らして不当に」行われる行為である。この場合の不当性は、公正かつ自由な競争を促進するという独占禁止法の目的の観点からの不当性であり、したがって、不公正な取引方法の枠組みのなかでは直接には「公正な競争を阻害するおそれ」（＝公正競争阻害性）があるか否かの点に帰着することになる。そして、優越的地位の濫用行為の公正競争阻害性をめぐっては検討すべき問題点があり、また論争の歴史がある。

(1) 有力学説による批判的問題提起 現行一般指定14項の、いわば上位規範である2条9項5号（取引上の地位の不当利用）の規定について、今村成和教授による、次のような批判的な問題提起が行われている⁶⁾。

- ① 「もとより、大企業が、下請等の関係を通じて中小企業を隷属させ、その下に、多数の低賃金労働者が苦しんでいるという現実をふまえて、大企業の圧力に対する規制の根拠を定めた本号の規定に、十分な存在理由の存することに疑いはない」・「一条に掲げる法目的の実現に役立つことにも異論はない」。
- ② しかし、「不公正な取引方法の一つとして、本号が定められていることについては、十分な理由付けがなされているとはいえないし、また、他に適切な先例を見いだすこともできないように思われる。」「自由且つ公正な競争の促進に焦点を合わせた既存の法体系と、完全な調和を保っているかどうかの問題がある。」「それは直接には、この場合にもかぶってくる『公正な競争を阻害するおそれ』という要件の解釈問題となって現れて来るが、これを余り厳密に解するならば、本号に基づく折角の指

6) 今村・独占禁止法（新版）（1978年）148頁以下。

定も、半身不随——いな、全身麻痺——ということになりかねないであろう。」

③「そこで、本号の趣旨を全面的に生かすために、この要件の方を歩み寄らせるとするならば、第1に、自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引することは、自己の競争者としての地位を不当に強化することであり、第2に、それによって、中小企業の健全な発達を妨げることは、その者の競争者としての地位を弱めることであるから、結局において、公正な競争を阻害するおそれがあると解するのである。」

④「しかし、本号に掲げる行為の悪性は、本来、このような形で理解されるべき性質のものではなく、むしろ、不公正な取引方法の禁止とは拘わりのない、別個の規制として、定むべきものであったろう。」

(2) 通説的見解 このような批判的な問題提起にも留意しながら、独占禁止法研究会報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」独占禁止法研究会報告(1982年)では、公正競争阻害性について一般的に「①自由な競争、②競争手段の公正さ、③自由競争基盤の確保の三つの条件が保たれていることをもって公正な競争秩序と観念し、このような競争秩序に対し悪影響を及ぼすおそれがあることをもって、公正競争阻害性とみることができる」、そして「独占禁止法第2条第9項各号に列挙されている行為類型は、これら三つの条件のいずれか又はいくつかを同時に侵害するものである」という考え方を示したうえで、取引上の地位の不当利用(優越的地位の濫用行為)の公正競争阻害性は「自由競争基盤を侵害する点に求められる」としている。公正競争阻害性の三分説を踏まえたこのような考え方が通説的見解となっている。

なお、前述の批判的問題提起の立場からは、優越的地位の濫用行為の公正競争阻害性を自由競争基盤の侵害に求める通説的見解に対して、「ここで違法とされているのは、濫用行為であって、優越的地位そのものではない」から、「濫用行為が排除されても、優越的地位は残るわけであるし、もともと優越的地位は、その濫用行為に基づいて生じたのではないのだから、この行為を排除することで、自由競争基盤が確保されることになる」というのも、理由のない説であ

ると思う」として厳しい批判がなされている⁷⁾。

(3) 若干の考察 優越的地位の濫用行為の公正競争阻害性に係る批判的問題提起として繰り返し取り上げた見解は、きわめて唆唆に富む指摘を含んでいる。とりわけ、次の二つの点に留意すべきであろう。第1に、公正競争阻害性を実質的判断基準とする不公正な取引方法の枠組みのなかで優越的地位の濫用（取引上の地位の不当利用）を禁止する仕組みが、独占禁止法制のいわば国際標準とは異なる内容を含んでいること、すなわち優越的地位の濫用行為を禁止する根拠はたとえばアメリカ反トラスト法等の意味における公正競争阻害性では十分に把握できない（「他に適切な先例を見いだすこともできない」）ことについて、明確な指摘がなされている点である。第2に、さらに重要な点は、それにもかかわらず、批判的言説と少なくとも同様の明確さをもって、優越的地位の濫用の禁止が独占禁止法の法目的の実現に資するものであり、独占禁止法上「十分な存在理由の存すること」が強調されていることである。この指摘には、日本の独占禁止法のあり方に関する優れた分析が示されているように思われる。

なお、今村説の場合とは対照的に、不公正な取引方法の行為類型に係る体系論において優越的地位の濫用行為（取引上の地位の不当利用）に中心的な位置づけを与える正田彬教授の見解がある⁸⁾。両者の見解の対比は、不公正な取引方法に係る基礎理論、ひいては独占禁止法論における興味深い検討対象である。

4 結語

以上の検討に留意しながら、独占禁止法のあり方に関する法政策的含意についてとりまとめておこう。

(1) 独占禁止法に係る制度設計に際しては、公正かつ自由な競争を促進するという規制原理の観点から、わが国経済社会の現状と問題に即して検討を行うことが求められている。

(2) その場合、独占禁止法の国際標準の現状からみて新規性のあるもの、一

7) 今村・独占禁止法入門（第4版）（1993年）165頁以下参照。

8) 正田・全訂独占禁止法 I（1980年）408以下参照。

定の違和感の否定できないものこそ、国際社会に対する創造的貢献の手掛かりとなる可能性がある。

さらに、若干の飛躍を承知のうえで、日本法全般との関連において述べれば、(3) 今日の本邦法の基本的なあり方は、19世紀後半の大規模な社会改革（明治維新）、さらに20世紀中葉の第2次世界大戦敗戦に基づく戦後改革の枠組みのなかで、西ヨーロッパ・北アメリカ由来の近代法秩序と個別的法制度が導入されたことに基づいている。このような従来のあるあり方を前提として日本法の将来像を展望する場合、西ヨーロッパ・北アメリカ由来の法秩序やその個別的構成要素を単に導入し、その固有の秩序原理に即して展開するだけではなく、日本ないしアジアの立場から主体的に法のあり方を更新することが求められているのではないか。とりわけ20世紀後半から21世紀初頭にかけて明らかになってきている環境問題、経済危機等のグローバルな諸問題が西ヨーロッパ・北アメリカ由来の社会システムの限界と密接に関係していることに鑑みれば、日本ないしアジアが従来よりもポジティブな仕方で問題解決に寄与することは、西ヨーロッパ・北アメリカを含むグローバル・コミュニティに対して負うべき責任でもあろう。その場合の最大のポイントは、外界（自然）との関係における人間のあり方および人間相互間の関係のあり方に係る理解にまで立ち返り、近・現代法秩序を支えている社会哲学や基本概念について検証することにあるように思われる。

第2部 台湾競争法における優越的地位の濫用規制

1 はじめに

台湾競争法（正式名称「公平交易法」）における実体的規制は、大きく二つの類型に分かれる⁹⁾。第1に、競争制限行為を規制するために、第2章において、独占的地位の濫用禁止（10条）、企業結合の事前届出制（11条ないし13条）、カルテルの禁止と適用除外制度（14条ないし17条）が設けられている（自由競争の保護）。第2に、不公正競争行為を規制するために、第3章において、再販売

価格維持（18条）、自由競争・公正競争阻害（19条）、他人の商品・営業標識の模造詐称等（20条）、不当表示（21条）、営業誹謗（22条）、マルチ商法（23条ないし23条の4）及び欺罔的・明白に不公正な行為（24条）が禁止されている（不正な競争手段の禁止）。

このような公平交易法の規制においては、優越的地位の濫用規制に類似したものと、独占的地位の濫用に関する規制が見られる。この規制は、独占的事業者による妨害的濫用・搾取的濫用の行為を禁止すること（10条1号・2号）によって、消費者の利益保護だけでなく零細企業、販売業者の保護をも含んでいる¹⁰⁾。しかし、公平交易法における独占的地位の濫用規制は、ドイツ競争制限防止法上の市場支配的地位の濫用規制を範として導入され、行為主体が市場支配的地位を有することを必要要件としており¹¹⁾、この点で日本独占禁止法における優越的地位の濫用に関する規制は市場支配的地位を前提としていないことに比較すると、両者は異質性を見せている。

一方で、日本独占禁止法において優越的地位の濫用行為を不公正な取引方法の一類型として、これを行うことは禁止される（2条9項5号、一般指定14項）。これに対して、公平交易法19条で自由競争・公正競争阻害行為の規制には、間接ボイコット、不当な差別的取扱い、脅迫又は利益誘引による競争者の取引先

9) 公平交易法の紹介については、拙稿「台湾競争法とその法制・法運用の検討」筑波ロー・ジャーナル5号（秋山幹男教授、平林英勝教授退職記念号）243頁以下に詳しい。

10) 公平交易法10条には、独占的地位の濫用行為が列挙されており、その内容は、次のとおりである。①不公正な方法を用いて他の事業者の競争への参加を直接的又は間接的に妨害すること（1号）、②商品の価格又は役務の報酬を不当に決定し、維持又は変更すること（2号）、③自己に有利な取引を不当に強要すること（3号）、④その他独占的地位を濫用すること（4号）。

11) 公平交易法5条の1において、事業者が独占的地位に当たるか否かについては、次のように数量基準を規定する。①1事業者が市場占拠率2分の1に、2事業者が同3分の2に、又は3事業者が同4分の3に達しない場合、独占的事業者とは認定されない（1項）、②事業者が前項の各号に規定する要件を満たす場合においても、その個別事業者の市場占拠率が10分の1に達しないとき、又はその個別事業者の前会計年度の総売上高が10億台湾元（約35億円に相当）未満である場合、独占的事業者とは認定されない（2項）。

の奪取及び不当な拘束条件付取引等の行為類型が列挙されており¹²⁾、これは日本独占禁止法上の不公正な取引方法に対応する概念であると考えられるが、その規制の中で日本法の優越的地位の濫用の禁止規定は見当たらない。

このように、公平交易法においては直接的に優越的地位の濫用行為を禁止する規定が定められていない。しかし、実際の法運用においては、優越的地位の濫用行為を24条の欺罔的・明白に不公正な行為の一類型として規制することが可能であるとされている。

2 公平交易法24条の規定と違反類型

公平交易法24条は、同法の補完的規定として、「この法律において規定するもののほか、事業者は、取引秩序に対して影響するに足るその他の欺罔的又は明白に不公正な行為を行ってはならない」と規定する。このような規定は、米国の連邦取引委員会法（FTC法）5条の不公正な競争方法の禁止規定を継受したものであり、本規定の保護対象となる取引秩序の概念には競争者相互間の関係のみならず、垂直的関係にある事業者相互間の関係、及び事業者と消費者の関係も含まれると解されるため¹³⁾、その適用範囲は幅広く認められている。実務では、同法の執行機関（「公平交易委員会」、以下「公平委」という。）が作成した本規定の運用基準において、次の違反行為類型が例示されている（第六点、第七点）。

12) 公平交易法19条において「競争を制限し又は公正な競争を妨害するおそれのある行為」とは、次の各号の一に該当する行為をいう。①特定の事業者に損害を与えることを目的に、他の事業者に当該特定の事業者への供給、購入若しくはその他の取引を拒絶させるようにすること、②正当な理由がないのに、他の事業者を差別的に取扱うこと、③脅迫、利益誘引又はその他の不正な手段により、競争者の取引の相手方を自己と取引させるようにすること、④脅迫、利益誘引又はその他の不正な手段により、他の事業者に価格競争を行わせず、又は企業結合若しくはカルテルに参加させるようにすること、⑤脅迫、利益誘引又はその他の不正な手段により、他の事業者の生産若しくは販売上の秘密、取引の相手方に関する情報又はその他の関連技術上の秘密を得ること、⑥取引の相手方の事業活動を不当に制限する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

13) 「公平交易法24条に関する運用基準」第二点。

- ① 高い信頼性のある機構や有力な企業と詐称する又はその信頼性を利用してただ乗りすること
- ② 偽計により顧客を誘引すること
- ③ 取引の相手方に対して重要な取引情報を隠蔽すること
- ④ 他人の努力成果を搾取するような経済社会の倫理に反すること
- ⑤ 取引の相手方を威迫して困惑させるような公序良俗に反すること
- ⑥ 取引の相手方に対して優越的地位を濫用すること

このように、24条は一般条項（catch-all rule）として、同条により規制される行為の内容は多種多様であり、そこには公平委の積極的な執行姿勢が見られた。

3 優越的地位の濫用規制の考え方

日本独占禁止法において、優越的地位の濫用規制の体系上の位置付けと公正競争阻害性をめぐってはこれまで激しい議論がなされてきた。これに対して、公平交易法では、公平委の法運用によって優越的地位の濫用行為を24条の違反行為の重要な一類型であると位置付けるような規制の下で、同条にいう「取引秩序に対して影響するに足る」、「欺罔的又は明白に不公正な行為」等の要件はどのように理解されるべきかという問題がある。

(1) 「取引秩序に対して影響するに足る」 公平交易法24条における取引秩序の概念について、公平委の運用基準では、次のような考え方を示している（第五点）。

「本規定において取引秩序とは、公序良俗上の社会的倫理と能率競争上の商業的倫理にかなう取引行為をいう。その具体的内容は、社会的倫理と自由かつ公正な競争原理に基づいて維持される取引秩序というものである。『取引秩序に対して影響するに足る』か否かを判断する場合には、全体的取引秩序に影響を与える程度（例えば、被害者の多寡、被害の損失量・程度、他の事業者に威嚇を与える効果があるか、及び特定の団体や集団に対する欺瞞的又は明白に不公正な行為を行うか）又は将来潜在的な多数の被害者

に影響を及ぼす効果があるかなどの要因を考慮する必要がある。」

運用基準のこのような考え方は、取引秩序に対する侵害性を社会的・商業的な反倫理性に求めていることから、本規定における優越的地位の濫用規制の性格について次の二つ側面から捉えることができる。

第1に、公序良俗上の社会的倫理の側面では、この濫用規制は、個別的な取引関係において圧迫される当事者を保護ないし解放することを目的として、民法における「給付の均衡」や「暴利行為の禁止」に基づく濫用禁止の法理と共通している。第2に、能率競争上の商業的倫理の側面では、この濫用規制は市場全体における競争と関連づけられており、したがって、取引相手方に対する抑圧的な行為を禁止することにより、自由で公正な競争秩序が行われる前提ないし基盤の確保を意味している。この点は、日本独占禁止法研究会報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」（1982年）上の通説的見解と共通しており、いずれも優越的地位の濫用行為の公正競争阻害性を自由競争基盤の侵害に求めているものと考えられる。

(2)「欺罔的又は明白に不公正な行為」 公平交易法24条により禁止される欺罔的又は明白に不公正な行為について、公平委は、前述の運用基準において、その内容を次のとおり明らかにしている（第六点、第七点）。

「本規定にいう欺罔的行為とは、取引相手方に対して、重要な取引情報について積極的な欺瞞又は消極的な隠蔽することによって誤認を惹起した取引を行うことをいう。その重要な取引情報とは、取引の意思決定に影響を与えるに足りる取引情報を指す。取引の誤認を惹起したか否かの判断基準としては、客観的・社会的な視点から、一般消費者又は当該取引相手方が騙される可能性を基に判断すべきである。」

なお、「本規定にいう明白に不公正な行為とは、著しく不公正な方法で競争或いは商業的取引を行うことをいう。…（中略）…相対的な市場力又は取引情報の優越的地位を有する事業者が、取引相手方（事業者又は消費者）の情報格差、その他の取引上の劣位につけこんで不公正な行為を行う類型としては、次のとおりである。①市場の失敗がもたらした需給の不均衡のとき、事業者が代替性

の低い日常的な物質又は役務を供給する場合に、商業的倫理又は公序良俗に反する方法で取引を行うこと、②事業者が取引情報の不透明により、不公正な行為を行うこと。」

このように、公平交易法24条により優越的地位の濫用行為として規制される対象には、事業者間の取引タイプに限られず、事業者と消費者の取引タイプも含まれている¹⁴⁾。これは、市場経済においては事業者が消費者のニーズを求めて相互に競争しているのであり、消費者利益の保護も必要となることから、市場における消費者の契約自由・自己決定権を保障するためである。しかし他方で、このような消費者取引上の優越的地位の濫用行為に対する規制は、公平交易法21条や消費者保護法22条ないし26条における不当表示の禁止・情報提供の義務に関する規制との二重規制の問題を生じさせるという指摘もある。

4 主要な濫用事例

公平交易法24条の運用基準の下で、従来、優越的地位の濫用行為として取り上げられた主な事例は、次のとおりである。

(1) 大規模小売業者による納入業者への濫用事例 統一超商（セブン・イレブン）会社事件¹⁵⁾ や全聯実業会社事件¹⁶⁾ において、当該大規模小売業者との関係において納入業者が強い取引依存性を有すると認定されたうえで、当該大規模小売業者が、本来提供する必要のない金銭（商品の陳列に要する費用）を納入業者に負担させることは、24条の明白に不公正な行為に該当し、違法になるとされた。このような規制の考え方は、日本独占禁止法上の「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準と極めて類似するものとなっている。

14) 日本独占禁止法では、多数説によれば、一般指定14項が消費者取引への直接の規制を想定していないとして、その規制は専ら事業者間の継続的取引を念頭に置いた制度であるとされている。以上、丹宗暁信『経済法』（1996年）181頁、松下満雄『経済法概説（第2版）』（1995年）205頁参照。

15) 1997年（86）公処字036号処分。

16) 2002年（91）公処字066号処分。

(2) フランチャイザーによるフランチャイジーへの濫用事例 この類型の濫用行為としては、取引情報上の優位に立つフランチャイザーが、加盟店契約の締結において、重要事項の不告知によってフランチャイジーに不利益を与えることである。例えば、啓発智慧科技会社事件¹⁷⁾や全球通通路会社事件¹⁸⁾では、当該フランチャイザーが加盟者の募集に当たり、ロイヤルティの徴収時期・方法、加盟者の営業地域の計画、契約の更新・解除及び中途解約の条件・手続等の重要事項について十分な開示を行わなかったことが、欺罔的な行為に該当するとして違法と判断された。

(3) 投機的買占め・売惜しみ及び物価の吊り上げによる濫用事例 この類型の濫用事例では、自然災害や緊急事態が発生した場合、事業者が暴利を目的に生活関連物資等の買占め、売惜しみ又は物価の吊り上げを行うことから、その行為の濫用性・違法性が認められている。例えば、金帝会社事件¹⁹⁾においては、1999年9月21日に起きた台湾大震災（921大地震）の復興中に、当該事業者が防災用の小型発電機の価格を吊り上げたこと、満堂彩商店事件²⁰⁾においては、2002年で台湾政府がWTO（世界貿易機関）への加盟に対応するため台湾米酒（焼酎）の税率を引き上げる方針を示した後、当該事業者が米酒の価格の急騰を見込んで売惜しみをを行ったことが、いずれも公平交易法24条の明白に不公正な行為に該当し違法と判断された。

5 結語

台湾では、経済発展の推進や生産技術の高度化に伴い、各産業において若干の大企業と多数の中小企業の間で支配・従属関係の現象が現われており、また、台湾の狭い市場で顧客獲得競争が激しく行われている状況から虚偽・誇大広告のような不当表示が比較的行われやすい。公平交易法24条による規制は、この

17) 2003年（92）公処字004号処分。

18) 2002年（91）公処字100号処分。

19) 1999年（88）公処字163号処分。

20) 2002年（91）公処字217号処分。

ような市場環境の中で、事業者間取引、消費者取引における優越的地位の濫用行為に対処するための規制として、台湾市場における取引秩序を維持する役割を担っているといえることができる。

他方で、従来の濫用事例を顧みると、そのなかには本来民法や消費者法により処理されるべき濫用的行為も公平交易法24条の規制の範疇に取り込まれており、異常事態で行われた投機的行為に対して本来は経済統制的法制が果たすべき役割を本規定が担っていることも否定できないように思われる。公平交易法の体系的な不整合や競争法的性格の曖昧さの問題が将来の検討課題であろう。